

大川市指定通所型サービス（緩和した基準によるサービス）の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年2月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第12条第2号イに規定する指定通所型サービス（緩和した基準によるサービス。以下「基準緩和型通所サービス」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（事業の一般原則）

第2条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者等との連携に努めなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業を提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（基本方針）

第3条 基準緩和型通所サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団及び暴力団員の関与を受けてはならない。また、当該事業所の従業者は、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(基準緩和型通所サービスの費用)

第4条 基準緩和型通所サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数に1単位の単価を乗じて算出するものとする。

(従業者の員数)

第5条 基準緩和型通所サービス事業者が、事業所ごとに置くべき介護職員の員数は、基準緩和型通所サービスの単位ごとに、当該基準緩和型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準緩和型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準緩和型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては利用者1人当たりにつき必要と認められる数とする。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスの単位ごとに、前項の介護職員を、常時1人以上当該基準緩和型通所サービスに従事させなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準緩和型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前各項の基準緩和型通所サービスの単位は、基準緩和型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 基準緩和型通所サービス事業者が指定相当通所型サービス事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和型通所サービスの事業と指定相当通所型サービスの事業、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定相当通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第5条第1項から第7項、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 基準緩和型通所サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、基準緩和型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 基準緩和型通所サービス事業所は、基準緩和型通所サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者が、指定相当通所型サービス、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護と同一の事業所において一体的に運営する場合は、その設備及び備品等を共用することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書又はその他の方法により説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 基準緩和型通所サービス事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 基準緩和型通所サービス事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡等必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供を求められた

場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者であることの有無及び要支援認定又は事業対象者であることの有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携すること等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第14条 基準緩和型通所サービス事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第15条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービス提供の記録)

第16条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供日及びその具体的な内容、当該サービスについて総合事業実施要綱第7条の規定により

利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費（総合事業実施要綱第7条の規定により算定された第1号事業に要する費用（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）の額その他必要な事項を書面に記載しなければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項に定めるサービス提供の記録について、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料の受領）

第17条 基準緩和型通所サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定による法定代理受領サービス（以下「法定代理受領サービス」という。）に該当する基準緩和型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費から当該基準緩和型通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 基準緩和型通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 入浴の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前4号に掲げるもののほか、基準緩和型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第18条 基準緩和型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 従事者は、現に基準緩和型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第21条 基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及び当該サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 基準緩和型通所サービス事業所の管理者は、当該事業所の従業者に本要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第22条 基準緩和型通所サービス事業者は、当該事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準緩和型通所サービスの利用定員
- (5) 基準緩和型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第23条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な基準緩和型通所サービスを提供できるよう、基準緩和型通所サービス事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、適切な基準緩和型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条 基準緩和型通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 基準緩和型通所サービス事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第25条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用定員を超えて基準緩和型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第26条 基準緩和型通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、当該基準緩和型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該基準緩和型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該基準緩和型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該基準緩和型通所サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第28条 基準緩和型通所サービス事業者は、当該事業所の見やすい場所に、第22条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制そ

の他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該基準緩和型通所サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 基準緩和型通所サービス事業者は、原則として、第1項に規定する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

- 第29条 基準緩和型通所サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 基準緩和型通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

- 第30条 基準緩和型通所サービス事業者は、当該事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

- 第31条 基準緩和型通所サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第32条 基準緩和型通所サービス事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、

当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 基準緩和型通所サービス事業者は、提供したサービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 基準緩和型通所サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 基準緩和型通所サービス事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 基準緩和型通所サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

- 第33条 基準緩和型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基準緩和型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
 - 3 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して基準緩和型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても基準緩和型通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第34条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型通

所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第35条 基準緩和型通所サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該基準緩和型通所サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該基準緩和型通所サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該基準緩和型通所サービス事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 基準緩和型通所サービス事業者は、当該事業所ごとに経理を区分するとともに、当該サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 基準緩和型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供に関

する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (3) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(廃止・休止の届出と便宜の提供)

第38条 基準緩和型通所サービス事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、総合事業実施要綱第13条の規定により、市長に届け出なければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該利用者に係る援助を行う介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の通所型サービス事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(基準緩和型通所サービスの基本取扱方針)

第39条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 3 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(基準緩和型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第40条 基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、基準緩和型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第41条 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（電磁的記録等）

第42条 基準緩和型通所サービス事業者及び基準緩和型通所サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、

複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条に規定するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者及び基準緩和型通所サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(その他)

第43条 この要綱に定めるもののほか、基準緩和型通所サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

サービスの種類	対象者	回数等	単位数
基準緩和型通所サービス	事業対象者、要支援1・2の方で、多少の機能低下はあるが、状態は安定しており日常生活は概ね自立し、常時の専門職による介助を必要としていない方	原則 1回3時間以上、 週1回	機能訓練指導員を配置しない場合、3時間未満の提供の場合 ・1, 258単位/月 機能訓練指導員を配置して機能訓練（体操・リハビリ）を実施した場合 ・1, 438単位/月 ・加算、減算 なし
1単位の単価	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める大川市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。		